

令和 6 年度

町民税・県民税・森林環境税

# 特別徴収のしおり

〒989-2393

宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

亶理町役場税務課

TEL (0223) 34-1112

内線 145・146

FAX (0223) 34-4925

## 目 次

- 町民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の指定について . . . 1
- 町民税・県民税・森林環境税特別徴収の取扱について . . . . . 2
- 町民税・県民税・森林環境税の算出方法 . . . . . 3、4
- 令和6年度町民税・県民税における定額減税について . . . . . 5
- 納入書の記載例（その1） . . . . . 6
- 納入書の記載例（その2） . . . . . 7、8
- 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書について . . . . . 9
- 記載するときの注意 . . . . . 10
- 給与所得者異動届出書 退職の場合の記載例 . . . . . 11
- 給与所得者異動届出書 転勤の場合の記載例 . . . . . 12
- 給与所得者異動届出書 . . . . . 13、14
- 特別徴収への切替届出書 . . . . . 15  
普通徴収で納税していた方が、毎月の給与から差し引く特別徴収に切り替える場合に提出してください。
- 給与支払者の所在地・名称等変更届出書 . . . . . 16  
特別徴収義務者（給与支払者）の所在地、名称に変更が生じた場合に提出してください。
- ゆうちょ銀行・郵便局 指定通知書 . . . . . 17  
特別徴収の納入を、新しくゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、指定通知書に店舗名を記載のうえ、  
利用店舗に提出してください。

令和6年5月15日

特別徴収義務者様

宮城県亘理町長



## 令和6年度町民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の指定について

新緑の候益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

住民税の特別徴収事務につきましては、例年格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も貴職を地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに亘理町町税条例第44条及び第45条の規定により特別徴収義務者に指定し、住民税等の特別徴収をお願いすることにいたしました。

つきましては、御多忙中まことに恐縮ですが、特別徴収のしおりの説明により各納税義務者に御説明いただき令和6年6月から令和7年5月まで徴収のうえ、指定金融機関等に納入くださるようお願いいたします。

## 町民税・県民税・森林環境税特別徴収の取扱について

### 1 各納税義務者へ

同時にお送りした特別徴収税額の通知書は各納税義務者に速やかに交付してください。

なお、転勤、退職などによって交付することのできない方については「給与支払報告書及び特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に添えてお返しください。

### 2 月割額の徴収

「個人別特別徴収税額通知書」により第1回目の月割額は6月中に支払われる給与から徴収し、第2回目以降の月割額は7月から翌年5月まで毎月の給与から徴収してください。なお、給与計算が月末締切りで、翌月支払いの事業所については、最初の月割額は5月分の給与から徴収してください。

ただし、令和6年度は定額減税の実施により徴収開始が7月となる場合があります。くわしくは【P5】をご参照ください。

### 3 月割額の納入と納期限

給与から差し引いた月割額は、別冊の納入書等によって翌月の10日までに指定納入してください。（納期限が、土曜日、日曜日、祝日等の時は翌日が納期限となります。）

特別徴収義務者が徴収した月割額を納期限までに納入しないときは、その納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までは、その日数に応じ、特例基準割合に年1%を加算した割合、それ以降の期間については、その日数に応じ、特例基準割合に年7.3%を加算した割合を乗じた額を納入していただきます。

なお、延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。また、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満のときはその端数金額又はその全額を切り捨ててください。

(注)「特例基準割合」とは、前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

なお、給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である徴収義務者については、納期の特例の制度（地方税法321条5の2(年2回12月10日及び6月10日)）がありますので該当する特別徴収義務者は町長に申請し、その承認を受けることになっています。この申請書は当町に用意してありますので御請求ください。

(巨理町公式ホームページにも掲載しています。)

### 4 納税者に異動があったとき

納税者が退職、転勤等のため、月割額の徴収ができなくなったときは、「給与支払報告書及び特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要事項を記載し、翌月の10日までに必ず提出してください。

異動によって、徴収できなくなった者の月割額は異動のあった月まで徴収し納入して下さい。

**ただし、翌年1月1日以降の退職者については、本人の申出に関係なく特別徴収義務者において一括徴収し、町に納入することになります。**

なお、納税者が賦課期日（令和6年1月1日）後に当町から転出しても、本年度分の町県民税については当町に納付する義務がありますので、給与支払者が変わらない限り、特別徴収を継続してください。

### 5 特別徴収税額の変更について

すでに通知した税額を変更するときは、特別徴収義務者と納税者に対して、「特別徴収税額の変更通知書」を送りますので、変更した月割額により徴収してください。

### 6 納入場所

七十七銀行 本・支店	仙台銀行 本・支店
宮城第一信用金庫 本・支店	みやぎ互理農業協同組合 支所
あぶくま信用金庫 本・支店	相双五城信用組合 本・支店

上記の指定金融機関等に納入が不可能な場合は、もよりのゆうちょ銀行・郵便局で納入してください。なお、新しく御利用になる郵便局については、添付の「指定通知書」を提出してください。

口座番号 02270-0-960049

### 7 督促手数料の廃止について

**令和5年度から督促手数料が廃止となりました。納期限まで納入がない場合、督促状は送付されますが、督促手数料を納めないようにお気をつけください。ただし、納期が令和5年3月31日以前の前ものは従前どおり督促手数料が発生するのでご注意ください。**

# 令和6年度 町民税・県民税・森林環境税(国税)の算出方法

## 1 納税義務者

令和6年1月1日現在互理町内に住んでいる人

## 2 非課税となる者

(1) 均等割・所得割のいずれも課税されない人

(イ) 前年中に所得がなかった人

(ロ) 生活保護法によって生活扶助を受けている人

(ハ) 障害者、未成年者(平成18年1月3日以後の出生者)、寡婦又はひとり親で前年中の所得が135万円以下の人

(2) 均等割が課税されない人

合計所得金額が次の金額以下の者

330,000円×(1+控除対象配偶者及び扶養親族の数)+168,000円+100,000円

※ただし、控除対象配偶者及び扶養親族が0人の場合は330,000円+100,000円とする。

(3) 所得割が課税されない人

総所得金額等が次の金額以下の者

350,000円×(1+控除対象配偶者及び扶養親族の数)+320,000円+100,000円

※ただし、控除対象配偶者及び扶養親族が0人の場合は350,000円+100,000円とする。

(4) 森林環境税(国税)が課税されない人

総所得金額等が、280,000円×(1+控除対象配偶者及び扶養親族の数)+268,000円 以下の者

※ただし、控除対象配偶者及び扶養親族が0人の場合は380,000円とする。

## 3 総所得金額の税額計算

$$\begin{array}{cccccccccccccccc}
 \boxed{\text{前年与の支総払額}} & - & \text{給与所得控除(A)} & = & \boxed{\text{給与所得額}} & + & \text{給与所得以外額} & = & \boxed{\text{総所得金額}} & - & \text{所得控除(B)} & = & \boxed{\text{課税所得額}} & \times & \text{税率(C)} & - & \text{税額控除(D)} & \text{(調整控除含む。)} & = & \boxed{\text{所得割額}} & + & \boxed{\text{均等割額(E)}} & = & \boxed{\text{町税県民額}}
 \end{array}$$

(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

(注) 2 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除がある場合は、上記の計算の「所得割額」から控除されます。

(注) 3 上記税額計算による町民税・県民税と併せて、森林環境税(国税)が課税されます。

(A) 給与所得控除

給与所得の計算は所得税の「簡易給与所得表」で求めた所得金額です。

(B) 所得控除額一覧表

単位：円

雑損控除	①(損失額-保険金等による補填額) - 合計所得金額×10% ②損失の金額のうち災害関連支出の額-5万円 ①②いずれか多いほうの金額 = <b>雑損控除額</b>	
医療費控除	①保険金等で補てんされた後の負担額が所得金額の5%又は10万円のいずれか低い金額を超える時その超える金額(限度額200万円) ②スイッチOTC医薬品の購入金額-1万2千円の額(限度額8万8千円) ※①と②のいずれかの額	
社会保険料控除	全 額	
小規模企業共済等掛金控除	全 額	
生命保険料控除	支払金額	控除額
	12,000円まで	全 額
	12,001円～32,000円まで	支払額×1/2+ 6,000
	32,001円～56,000円まで	支払額×1/4+14,000
	56,001円以上	28,000円
旧契約	15,000円まで	全 額
	15,001円～40,000円まで	支払額×1/2+ 7,500
	40,001円～70,000円まで	支払額×1/4+17,500
	70,001円以上	35,000円
控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	
地震保険料控除	①地震保険料だけの場合	50,000円まで 支払額×1/2 50,001円以上 25,000円
	②旧長期損害保険料だけの場合	5,000円まで 全 額 5,001円～15,000円まで 支払額×1/2+2,500 15,001円以上 10,000円
	③地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合	①及び②の規定に準じて計算した金額の合計額(当該合計額が25,000円を超える場合は25,000円)
障害者控除	一般の障害者	260,000
	特別障害者	300,000
	同居特別障害者	530,000
寡婦控除	260,000	
ひとり親控除	300,000	
勤労学生控除	260,000	

配偶者控除	一般の控除対象配偶者	330,000			
	老人控除対象配偶者	380,000			
配偶者特別控除	所得金額	控除額	所得金額	控除額	
	480,001～1,000,000	330,000	1,200,001～1,250,000	110,000	
	1,000,001～1,050,000	310,000	1,250,001～1,300,000	60,000	
	1,050,001～1,100,000	260,000	1,300,001～1,330,000	30,000	
	1,100,001～1,150,000	210,000	1,330,001～	0	
	1,150,001～1,200,000	160,000			
※配偶者控除及び配偶者特別控除の額は、納税義務者の合計所得金額が900万円以下の場合には上記の額、900万円超950万円の場合3分の2(1万円未満切上げ)の額、950万円超1000万円以下の場合3分の1(1万円未満切上げ)の額、1000万円超の場合控除適用なし。					
扶養控除	一般の扶養親族	330,000			
	特定扶養親族	450,000			
	老人扶養親族	同居老親等	450,000		
		同居老親等以外	380,000		
基礎控除	合計所得	2,400万円以下	2,450万円以下	2,500万円以下	2,500万円超
	控除額	430,000	290,000	150,000	0

(C) 税率表

町 民 税	県 民 税
一律6%	一律4%

(D) 税額控除額

課税所得金額の種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分		
	町民税	県民税	町民税	県民税	
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	
証券投資信託	特定株式投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
調整控除	所得税と住民税の人的控除の差額に応じた調整額				
住宅借入金等特別税額控除	前年分の所得税において平成21年から令和7年までに入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、①と②のいずれか少ない金額を控除 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税額を控除した金額 ②所得税の課税総所得金額等の5%(上限額97,500円)に相当する金額、ただし特定取得・特別特定取得等・特別特別取得に該当する場合は7%(上限額136,500円)に相当する金額				
寄附金税額控除①+②	①基本控除(住民税寄附金税額控除の対象寄附)(寄附金(総所得金額の30%限度)-2,000円)×10% ②特例控除(ふるさと納税にのみ適用。所得割額の20%を限度)(寄附金-2,000円)×(90%-所得税率(復興特別所得税含み))				

(E) 均等割額

	町 民 税	県 民 税
均 等 割	3,000	2,200

※令和6年度から国税である森林環境税が課税されます。年額1,000円が均等割額と併せて徴収されます。

# 令和6年度町民税・県民税における定額減税について

## 1 制度の概要

令和6年度税制改正の大綱において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年分の所得税および令和6年分の町民税・県民税において定額減税を実施することとなりました。

## 2 定額減税の対象者

令和6年度の町民税・県民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下に相当）の者が対象となります。

※均等割のみ課税される納税義務者は定額減税の対象外となります。

## 3 定額減税額の算出方法

納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族1人につき、1万円が減税されます。なお、減税はすべての税額控除（寄附金控除や住宅ローン控除など）を行った後の所得割額から行います。

計算例（控除対象配偶者および扶養親族2人の場合）

定額減税額 = 1万円 × ( 本人(1) + 控除対象配偶者(1) + 扶養親族(2) ) = 4万円

※算出した減税額が所得割を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります。（均等割額への減税の適用はできません）

## 4 定額減税の実施方法

令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。（100円未満の端数については、最初の月で徴収します。）

※減税により所得割額が0円となる場合は、令和6年7月分に均等割額をまとめて徴収します。

※定額減税の対象外となる納税義務者は、従来のおおりに、令和6年6月分から徴収します。

# 納入書の記載例(その1)

## 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と同じときの使用例(通常の場合)

※ 納入金額(1)の欄は当初電算にて金額を印字しますので、納入金額に変更がないかぎり、このまま指定金融機関等に納入してください。  
(納入金額(2)の欄には記入しないでください)

納入金額(1) 円  
**42,300**

### 宮城県亘理町個人町・県民税領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
043613	02270-0-960049	亘理町会計管理者
令和6年6月分	指定番号 80900000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	億千百十万千百十円
	退職所得分	
	延滞金	
	合計額	
納期限	令和6年7月10日	
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 又は 所在地	989-2351 亘理町字悠里〇〇番地	〇〇株式会社 殿
氏名 又は 名称		

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

指定金融機関等が記入

### 宮城県亘理町個人町・県民税納入書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
043613	02270-0-960049	亘理町会計管理者
令和6年6月分	指定番号 80900000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	億千百十万千百十円
	退職所得分	
	延滞金	
	合計額	
納期限	令和6年7月10日	
口 日計	円	
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 又は 所在地	989-2351 亘理町字悠里〇〇番地	〇〇株式会社 殿
氏名 又は 名称		

上記のとおり納入します。

(金融機関又は郵便局保管)

### 宮城県亘理町個人町・県民税納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
043613	02270-0-960049	亘理町会計管理者
令和6年6月分	指定番号 80900000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	億千百十万千百十円
	退職所得分	
	延滞金	
	合計額	
納期限	令和6年7月10日	
取りまとめ局 仙台貯金事務センター (〒989-8794)		
領収日付印		領収日付印
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 又は 所在地	989-2351 亘理町字悠里〇〇番地	〇〇株式会社 納
氏名 又は 名称		

上記のとおり通知します。(受付店→七十七銀行亘理支店(取りまとめ店)→亘理町) (亘理町保管)

納入済通知書の納入金額欄に〒は記入しないでください。

# 納入書の記載例(その2)

## 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときの使用例

※ 納入金額(1)の欄の金額が更正または一括徴収等により印字してある金額と異なる場合は横線にて抹消し、納入金額(2)の欄に納める税額をそれぞれ記入してください。

※          枠内の記入上のお願いをご覧ください。

宮城県亙理町個人町・県民税領収証書 ㊦

宮城県亙理町個人町・県民税納入書 ㊦

宮城県亙理町個人町・県民税納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
043613	02270-0-960049	亙理町会計管理者
令和6年6月分		納入金額(1) 円
指定番号		納入金額(1)
80900000		<del>42,300</del>
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	億千百十万千百十円
	退職所得分	54000
	延滞金	149800
	納入金額(2)	203800
納期限	令和6年7月10日	合計額
合計額		203800
(特別徴収義務者)		
住所 又は所在地	989-2351 亙理町字悠里〇〇番地	領収日付印
氏名 又は名称	〇〇株式会社 殿	

市区町村コード	口座番号	加入者名
043613	02270-0-960049	亙理町会計管理者
令和6年6月分		納入金額(1) 円
指定番号		納入金額(1)
80900000		<del>42,300</del>
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	億千百十万千百十円
	退職所得分	54000
	延滞金	149800
	納入金額(2)	203800
納期限	令和6年7月10日	合計額
合計額		203800
(特別徴収義務者)		
住所 又は所在地	989-2351 亙理町字悠里〇〇番地	領収日付印
氏名 又は名称	〇〇株式会社 殿	

市区町村コード	口座番号	加入者名
043613	02270-0-960049	亙理町会計管理者
令和6年6月分	指定番号	納入金額(1) 円
0606809000000000	80900000	<del>42,300</del>
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	億千百十万千百十円
	退職所得分	54000
	延滞金	149800
	納入金額(2)	203800
納期限	令和6年7月10日	合計額
合計額		203800
(特別徴収義務者)		
住所 又は所在地	989-2351 亙理町字悠里〇〇番地	領収日付印
氏名 又は名称	〇〇株式会社 納	

納入済通知書の納入金額欄に〒は記入しないでください。

### 《記入上のお願い》

納付書に、手書きにより納入金額を記入する場合、納入済通知書を、光学式文字読取装置(OCR)で直接読み込ませますので、記入数字は記入例にしたがって、黒のペンで丁寧に記入してください。

(記入例) 1234567890  
 ※マークは記入しないでください。

	〈悪い例〉	〈良い例〉
・ 太すぎない	1 2 4	1 2 4
・ はみ出さない	6 7 9	6 7 9
・ 小さすぎない	5 3 8	5 3 8
・ 続けない	5 0 0	5 0 0
・ 飾らない	1 7 9	1 7 9

納入金額(1) 横線で抹消する  
~~42,300~~ 円

納入金額(2)	給与分(一括徴収分を含む)	億千百十万千百十円
	退職所得分	54000
	延滞金	149800
	合計額	203800

次ページをご覧ください。



## 令和6年度

### 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

- 1 この異動届出書は、納税者に異動（転勤、退職、休職等）が生じた場合に提出してください。  
異動者がいない場合には、提出する必要がありません。
- 2 控えが必要な場合は、記入後に複写してから提出するようお願いいたします。
- 3 6月1日から12月31日までの間の退職者については、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができ、1月1日から4月30日までの間の退職者については、5月31日までの間に未徴収税額を超える給与又は退職金の支払がある場合には、本人の申出の有無にかかわらず未徴収税額を一括徴収しなければならないことになっております。  
**一括徴収した税額は徴収した翌月の10日までに納入してください。**
- 4 結婚等により姓が変わった場合には、旧姓（新姓）も付記してください。
- 5 用紙が不足しましたら複写するか、亘理町公式ホームページからダウンロードしてください。

## 記載するときの注意

### 1 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者があ  
る場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

### 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日ま  
でに関係市町村長に提出して下さい。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の  
方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の**10日**までに提出してください。

3 「給与の支払を受けなくなった後の住所」が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

4 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「1. 特別徴収継続」を○で囲んでください。

(2) 退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「2. 一括徴収」を○で囲んでください。

次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は  
必ず一括徴収しなければなりません。

① 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

② 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「3. 普通徴収」を○で囲んでください。

5 「1月1日から退職時までの給与支払額」の欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した  
給与の額を記載し、「控除社会保険料控除額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

6 「徴収予定額」の欄には、退職予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によって、  
あん分した額）を記載してください。

7 「市町村記入欄」は記載しないでください。

# (退職の場合の記載例)

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

異

○異動があった場合はすみやかに提出してください。

(宛先) 宮城県亘理町 長		給 与 支 払 者	(特別 徴 収 義 務 者)	名称 (氏名) ○ ○ 株式会社										特別徴収義務者 指 定 番 号		80900000		
				所在地 (住所) 亘理町字悠里○○番地										担 当 者	係		総務課 人事係	
				個人番号 又は法人番号											氏名		亘理 一郎	
令和 6 年 11 月 5 日提出														電話		0223-34-0000		

  

給 与 所 得 者	フリガナ	ワタリ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時 までの給与支払額
	氏 名	亘理 太郎 <small>(旧姓)</small>													令和6年 10月31日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・欠勤 4. 解散・合併 5. 死亡 6. その他 ( )	1. 特別徴収継続 ↳ 下の①を記入 2. 一括徴収 ↳ 下の②を記入 3. 普通徴収 (理由 )	2,000,000 円
	個人番号												6 月分 から 10 月分 まで					控除社会保険料額
	生年月日	大・昭・平 60年12月31日					宛名番号										220,000 円	
給与の支払いを受けなくなった後の住所	亘理町字下小路○○番地										120,000 円	50,000 円	70,000 円					

退職が12月末日まで一括徴収する場合は、必ず本人の希望を確認してください。

1月1日以降退職の場合は本人の申出がなくとも必ず一括徴収してください。

- 一括徴収とは、退職者の残税額を給与・退職金の支払をする際まとめて徴収することです。
- 普通徴収とは、残税額を直接本人が納付書で納めることです。(納付書は役場から本人へ直接送付します。)

②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

※1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収の理由		給与又は退職手当等の支払予定月日		一括徴収予定額			市町村記入欄		
				徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)				
		10月 25日		70,000 円	70,000 円				
		月 日		円					
月 日		円							
① 異動が12月31日以前で、申出があったため									
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため									
		一括徴収した税額は、		10 月分( 11 月 11 日納期限分)で納入します。					

# (転勤の場合の記載例)

給 与 支 払 報 告 収 入 特 別 徴 収 に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

異

○異動があった場合はすみやかに提出してください。

(宛先) 宮城県亶理町 長										給 与 支 払 者 ( 特 別 徴 収 義 務 者 )	名 称 (氏 名)		○ ○ 株式会社								特別徴収義務者 指 定 番 号		80900000	
											所 在 地 (住 所)		〒 989-2351  亶理町字悠里○○番地								担 当 者	係	総務課 人事係	
個人番号 又は法人番号											氏名	亶理 一郎												
令和 6 年 11 月 5 日提出											電 話	0223-34-0000												

  

給 与 所 得 者	フリガナ		ワタリ タロウ						(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時 までの給与支払額
	氏 名		亶理 太郎						120,000 円		6 月分 から 10 月分 まで 50,000 円		70,000 円		令和6年 10月31日	1. 退 職 2. 運 動 3. 休職・欠勤 4. 解散・合併 5. 死 亡 6. そ の 他 ( )	1. 特別徴収継続 ↳ 下の①を記入 2. 一括徴収 ↳ 下の②を記入 3. 普通徴収 (理由 )	円
	個人番号		(旧姓 )														控除社会保険料額	円
	生年月日		大(昭)平 60 年 12 月 31 日		宛名番号													

①給与所得者が転勤等により新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

新 ( 新 特 別 徴 収 義 務 者 ) 給 与 支 払 者	名 ( 氏 名 ) 所 ( 住 所 ) 在 地 法 人 番 号	フリガナ	マルバツブッサン						特別徴収義務者 指 定 番 号		999999		新規
		氏 名	○×物産 株式会社						納 入 書 要 否		(要) ・ 不 要		
		所 在 地	〒 980-0000 仙台市○○区○○町○丁目○番 ○ビル						担 当 者	係	経理課 給与係		
		法人番号								氏名	仙台 花子		

  

上記の者に係る	月割額 10,000 円を	11 月分( 12 月 10 日納期限分)	から徴収することで確認済です。
---------	---------------	-----------------------	-----------------

[ 徴収した月までの徴収額を記入します。 ]

[ 特別徴収継続の取扱いをするためには、元の事業所と新たな事業所間での引継ぎが必要です。そのため、この届出書は納税者本人には渡さず、必ず事業者間で処理してください。 ]

# 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合はすみやかに提出してください。

												1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
(宛先) 宮城県亘理町 長		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	名 称 (氏 名)									特別徴収義務者 指 定 番 号			
年 月 日提出			所 在 地 (住 所)	〒								担 当 者	係		
			個人番号 又は法人番号										氏名		
給 与 所 得 者	フリガナ							(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時 までの給与支払額	
	氏 名	(旧姓 )									年 月 日	1. 退 職 2. 転 動 3. 休職・欠勤 4. 解散・合併 5. 死 亡 6. そ の 他 ( )	1. 特別徴収継続 ↳ 下の①を記入 2. 一括徴収 ↳ 下の②を記入 3. 普通徴収 (理由 )	円	
	個人番号													控除社会保険料額	円
	生年月日	大・昭・平	年	月	日	宛名番号		月分 から	月分 まで					円	
給与の支払い を受けなくなった後の住所													円		

①給与所得者が転勤等により新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 円を 月分( 月 日納期限分) から徴収することで確認済です。	新 (新特別徴収義務者)	名(氏名)	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規
		所在地	〒	納 入 書 要 否	要 ・ 不 要
		法人番号		担 当 者	係
				氏名	
				電 話	

②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

※1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

一 括 徴 収 の 理 由	給与又は退職手当 等の支払予定月日	一 括 徴 収 予 定 額		市 町 村 記 入 欄
		徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)	
		月 日	円	
		月 日	円	
1. 異動が12月31日以前で、 申出があったため	月 日	円		
2. 異動が1月1日以降で、特別 徴収の継続の希望がないため	月 日	円		
一括徴収した税額は、		一括徴収した税額は、		
月分( 月 日納期限分)で納入します。		月分( 月 日納期限分)で納入します。		

キ  
リ  
ト  
リ  
線

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合はすみやかに提出してください。

												1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
(宛先) 宮城県亘理町 長		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名)									特別徴収義務者 指 定 番 号			
年 月 日提出			所在地 (住所)	〒								担 当 者	係		
			個人番号 又は法人番号										氏名		
給 与 所 得 者	フリガナ							(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時 までの給与支払額	
	氏名	(旧姓)									年 月 日	1. 退 職 2. 転 動 3. 休職・欠勤 4. 解散・合併 5. 死 亡 6. そ の 他 ( )	1. 特別徴収継続 ↳ 下の①を記入 2. 一括徴収 ↳ 下の②を記入 3. 普通徴収 (理由 )	円	
	個人番号													控除社会保険料額	円
	生年月日	大・昭・平	年	月	日	宛名番号		月分 から	月分 まで					円	
給与の支払い を受けなくなった後の住所													円		

①給与所得者が転勤等により新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 円を 月分( 月 日納期限分) から徴収することで確認済です。	新 (新特別徴収義務者)	名(氏名)	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	
		所在地	〒	納 入 書 要 否	要 ・ 不 要	
		法人番号		担 当 者	係	
				氏名		
				電 話		

②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

※1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

一 括 徴 収 の 理 由	給与又は退職手当 等の支払予定月日	一括徴収予定額		市 町 村 記 入 欄
		徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)	
1. 異動が12月31日以前で、 申出があったため	月 日	円	円	
	月 日	円		
	月 日	円		
2. 異動が1月1日以降で、特別 徴収の継続の希望がないため	一括徴収した税額は、			
	月分( 月 日納期限分)で納入します。			

## 特別徴収への切替届出書

替

宮城県内全市町村共通様式

(宛先) 宮城県亘理町 長	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	
			名 称 (氏名)											納入書の要否 ※新規事業所のみ	要 ・ 不 要	
			所在地 (住所)											担 当 者	係	
			法人番号													
年 月 日提出															電 話	

給 与 所 得 者	フリガナ					年 税 額 (普通徴収税額)	納 付 済 額 (納期限到来分)	特別徴収への切替額
	氏 名	生 年 月 日	大 昭 平	年 月 日	①	②	③(①-②)	
	住 所					円	期から 期まで	
	通知書番号	徴 収 開 始 年 月	年 月分から ( 月 日納期限分)		円			
	就職年月日	年 月 日	受給者番号					

**注意**

- 1 希望がある場合は、給与所得者(以下、本人という)の課税されている市町村へ提出してください。  
(現住所とは異なる場合があるためご注意ください。なお、課税されている市町村については、本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。)
- 2 普通徴収の納期限が過ぎた税額および既に納付の済んでいる「納付済額」については、特別徴収にできません。なお、税額等については本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。
- 3 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。
- 4 「徴収開始年月」は、この届出書が提出された日と各市町村の処理日・通知日との関係により変更される場合があります。

市町村記入欄	
--------	--

キ  
リ  
ト  
リ  
線



ゆうちょ銀行・郵便局 指定通知書

年 月 日

ゆうちょ銀行 店 殿

郵便局 殿

宮城県亘理町長



貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、当町の町・県民税（特別徴収税額）  
取扱店（局）に指定したので通知します。

記

- 1 口座番号 02270-0-960049
- 2 加入者の名称 亘理町会計管理者
- 3 取りまとめセンター 仙台貯金事務センター